

仙台市環境影響評価技術指針の改定に関する指摘事項への対応について

1 第1回審議（H24.12.25 審査会）での指摘事項への対応

No	指摘事項	対応方針	備考
1	最新知見の反映や、複数の手法の提示など参考手法の適正化を、技術指針の改定に含めない理由を説明されたい。	<p>法アセスにおいては、主務省令に示された参考手法を勘案し手法を選定することになっており、基本的事項は主務省令を定めるための指針であるため、参考手法の適正化について述べていますが、本市技術指針は「基本的かつ一般的な事項を定めるものであり、対象とする事業の特性及び地域特性等を勘案し、必要に応じ取捨選択、追加等を行うもの」です。つまり法アセスにおける「参考手法」に該当するものを本市制度では設定せず、事業者が手法全般から、個々の事業の特性、事業地の地域特性を踏まえ、適した手法を自ら絞り込んでいくというきめの細かい選定を行うことから、参考手法の適正化について技術指針の改定を行う必要はないと考えております。</p> <p>なお、本市技術指針では「今後の事例の積み重ねや科学的知識の進展等により適宜必要な改訂を行う」とされており、既に最新知見を反映させる必要性については明記されております。</p>	H25.1.30 審査会 資料 2-1 添付資料 -1、 資料 2-2 参照
2	事後調査についての助言を技術指針の改定に含めない理由を説明されたい。	<p>法アセスにおいては、事後調査は①調査、予測及び評価の不確実性が大きい場合、②効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合、③工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合、④代償措置を講じる場合に行うものと位置づけられていることから、調査項目、調査方法、実施時期などを含む事後調査計画を策定する時点で、専門家の助言が必要になります。</p> <p>一方、本市制度においては、事後調査は予測及び評価の検証と位置づけており、すべての予測評価項目において、調査方法と同じ方法を用い、予測した時期に実施することとなっており、項目や手法の選定について助言を受ける余地がないため改定を行う必要はないと考えております。</p> <p>ただし事後調査の終了の判断並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断にあたり必要に応じ専門家の助言を受けるという規定につい</p>	H25.1.30 審査会 資料 2-1 添付資料 -1、 資料 2-2 参照

		では、技術指針も同様に改定するよう考えております。	
3	2 (1)は市の制度が既に同等以上のことを行っているため改定を行う必要がない事項とのことだが、各項目の説明を読んでもそれが明確に伝わらない。	2 (1)としていた内容のうち、法と条例の制度の違いによると考えられるものについて再整理を行いました。	H25.1.30 審査会 資料 2-1 添付資料 -1 参照
4	計画段階配慮書手続の導入は、今後どのように検討する予定なのか。	今後、国の運用実績や他都市の事例等も参考に、仙台市環境審議会に諮りながら本市の制度を検討してまいります(H24.12.3開催の仙台市環境審議会に報告ずみ)。	H25.1.30 審査会 資料 2-1 添付資料 -2 参照

2 第1回審議 (H24.12.25 審査会) 以降の指摘事項への対応

No	指摘事項	対応方針	備考
1	p.18 や表 2、表 4 中の「景観等」－「自然との触れ合いの場」に関して、把握すべき内容や評価方法などが主観的に成らざるを得ない。工事中や供用後の状況を予想するのは利用者にとっては困難な部分があるため、できるだけ数量的な扱いの工夫ができるよう次のとおり提案する。 ・開発行為や構造物の出現など、該当地域の改変に伴う景観や利便性(自然との触れ合いやアクセス状況)の変化について、完成予想図などを見せながら利用者の意見を聞き取る。	本市技術指針 表 5 景観において、予測方法に「フォトモンタージュ等視覚資料の作成」、「評価実験」が既に記載されていること、そして本市技術指針マニュアルの景観の章で、評価実験の具体的な方法として、写真等視覚的刺激による選択、比較等が明記されていることから、ご提案の予測方法については現行の技術指針に基づいて対応可能と考えております。	
2	表 2 中の「水環境－水質－有害物質」の環境影響の内容について、有害物質の定義があり、「その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち当該事業により使用等が想定されるもの」(※欄外全文参照)の部分は、環境基準項目でなくても最新の知見などで疑わしいと指摘されている化学物質も含まれる、と解釈して良いか。	仙台市環境影響評価技術指針マニュアルの P.174 に、「有害物質については、環境基準設定項目や法による規制物質以外の物質であっても基準の変更及び最新の研究の成果等により、必要に応じて対象とする」と記載しており、ご指摘のような化学物質も対象となります。	

※有害物質とは、環境基準の健康項目、要監視項目、水質汚濁防止法等による規制物質、農薬その他科学的知見等により人間又は自然環境に対する影響があるとされる物質のうち、当該事業により使用、保管、処分、生成、排出等が想定されるもの

3 第2回審議 (H25.1.30 審査会) での指摘事項への対応

No	指摘事項	対応方針	備考
1	資料 2-2 のスクリーニングのところで、	本市の条例アセスでは、一定規模以上の	H25.3.14

	条例では法よりさらに小規模事業を対象とし、該当する事業にはすべて手続きを求める、とあるが対象となる小規模事業の規模について何か規定があるのか。	ものを対象事業として定め、対象事業は全て環境影響評価を行います。	審査会添付資料-1参照
2	仙台市環境影響評価技術指針にはマニュアルもあるが、そのマニュアルの改訂も今回実施するのか。	今後、計画段階配慮書制度の導入について検討していく予定なので、検討の終了後、その方針を受けてマニュアル全体の見直しを考えています。	
3	計画段階配慮書の導入についての検討状況はどうなっているのか。	<p>本市の条例アセス制度では、事前調査書を作成しますが、法アセスの計画段階配慮書と比較すると、提出時期が方法書と同時である、意見の聴取制度がないこと等の違いがあります。</p> <p>法アセスの対象事業は公共事業や補助事業となっていますが、本市条例アセスは民間事業も対象としていることから、計画の早い段階から手続を課すことについては非常に慎重な議論が必要です。</p> <p>今後、環境審議会等のご意見を伺いながら、導入の検討を進めてまいります。</p>	
4	<p>資料2-1添付資料-1の17-⑩の改正内容の趣旨は、予測が不確実であることを示すことではなく、前提条件によっては不確実性が高い予測結果も生じるので、それをどう検討すべきかを考えることではないか。</p> <p>数値を使わず影響の程度を記載していた部分を、幅を持たせた数値を使って示すことが意図だと思うので、そこを明確に表すべきである。</p>	<p>環境保全対策等の検討は予測結果に基づいてなされることになるため、不確実性の高い予測結果が生じた場合については、当然ながらその不確実性について考慮した上で環境保全対策を検討することになると考えます。</p> <p>本市技術指針には既に不確実性の程度を可能な限り定量的に表現するように規定されています。</p> <p>そこで今回の改定では、予測結果の不確実性を把握するにあたって、必要に応じて予測の前提条件を変動させて、それに伴う結果のばらつきを把握する解析を行うことを規定します。</p> <p>不確実性の程度の把握の仕方を明確化することで、その程度がより定量的に示されるものと考えております。</p>	H25.3.14 審査会資料1-2 17-⑩参照
5	資料2-1添付資料-1の17-⑩の改正方針の解説では、前提条件と結果の因果関係に焦点が当てられているようだが、設定した前提条件の妥当性を明らかにすることが趣旨ではないか。	<p>予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等の内容及び妥当性を明らかにすることは技術指針に規定されています。</p> <p>今回の改定の趣旨は、それらの内容及び妥当性を予測の結果とペアで示すことです。</p> <p>この点を明確にするよう改定方針の解</p>	H25.3.14 審査会資料1-2 17-⑩参照

		説を修正しました。	
6	資料 2-1 添付資料-1 の基本的事項の改正内容と改定方針の解説は、どちらが先立つものか。	環境影響評価法の基本的事項の改正が行われたため、必要部分についてその趣旨を反映させるよう、今回、仙台市環境影響評価技術指針を改定したいと考えています。よって、資料 2-1 添付資料-1 の「基本的事項の改正内容」の改正内容がまず存在し、それに対する仙台市技術指針の改定方針を「改定方針の解説」に記載しました。なお、資料 1-2 においては「本市技術指針の改定方針の解説」としております。	H25.3.14 審査会 資料 1-2 参照

4 第2回審議（H25.1.30 審査会）以降の指摘事項への対応

No	指摘事項	対応方針	備考
1	<p>資料 2-1 添付資料-1 の 17-⑩ の改定方針の解説の例示は以下のように修正しては如何か。</p> <p>例えば 3 種類の前提条件 a,b,c により予測した結果がそれぞれ A,B,C であるなら a と A, b と B, c と C とを対にして、前提条件と結果の妥当性を明らかにする。</p> <p>その意味で、「予測（の結果を示す場合）には、予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等の内容及び妥当性を比較検討した結果も明示する」とした方がわかりやすいのでは。</p>	<p>前回審査会でのご質問や今回のご指摘を受けて、事例は、3 種類の前提条件に対しそれぞれ 3 種類の予測結果が導き出された場合にそれぞれの前提条件と予測の結果をペアにして示す意味が明らかになるよう修正しました。</p> <p>また、予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータ等の内容及び妥当性を明らかにすることは技術指針に規定済であるため、その旨を改定方針の解説に付け加えました。</p>	H25.3.14 審査会 資料 1-2 17-⑩ 参照
2	<p>環境影響評価審査会にて審議を行う中で、汚泥発生予測を実施した事例、しなかった事例がある。</p> <p>商業施設や病院などの建築物内で汚水の中間処理を行う場合に予想される余剰汚泥の発生予測が必要であるため、仙台市環境影響評価技術指針の表 2 の「廃棄物等」及び表 5 の「廃棄物等」について以下を提言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 表 2 の「廃棄物等」の「水利用」ないし「その他」についての「環境影響の内容」に、「汚泥処理施設の供用に伴う汚泥発生量」を明記 表 5 の「予測方法」に、「汚水処理に伴う汚泥発生量の算定」を明記、「前提条件」に「汚水の汚濁負荷量、汚水量等」を明記 	<p>本市条例アセスにおいては、ご指摘のような「汚泥」は廃棄物のひとつです。廃棄物には「汚泥」だけでなく、「ふん尿」、「廃油」など多くのものが含まれていますが、技術指針において、それぞれについて特化しての予測方法等の記載は行っておりません。</p> <p>アセス手続においては、環境影響評価項目について事業特性を勘案して決定することになっており、「汚泥」について予測・評価が必要な事業については、方法書段階で選定もれがないよう、配慮して参ります。また、今後技術指針マニュアルの改訂時に、より具体的な解説を加える必要性について検討してまいります。</p>	



1. 対象の事業となる事業

条例により環境影響評価の手続が必要になる事業は、道路、ダム、廃棄物処理施設、住宅団地の造成、大規模建築物・高層建築物などの23種類の事業となっており、国や県の制度に比べて事業の種類を拡大しています。

また、対象となる事業の規模については、市域のうち環境により配慮が必要になる地域を3つに区分し、自然公園や県自然環境保全地域などに代表される地域をA地域、A地域のうち自然公園の特別地域及び県自然環境保全地域の特別地区をB地域、そして、住居専用地域をC地域とし(右図参照)、これらの地域においては、対象となる事業の規模を引き下げ、より小さな規模の事業においても環境影響評価の手続を求めるにしました。

なお、具体的な事業の種類と規模要件は、以下の表のとおりです。

〈条例対象事業一覧〉

規模要件 事業の種類	全 地 域	A 地 域	B 地 域
1. 道路			
高速自動車国道	すべて		
自動車専用道路	すべて		
一般国道・県道・市道	4車線・5m以上(C地域 4車線・2m以上)	2車線・2m以上	2車線・1km以上
林道	幅員3.5m・10km以上	幅員3.5m・5km以上	幅員3.5m・2km以上
2. ダム・堰・放水路			
ダム	貯水面積20ha以上	貯水面積10ha以上	貯水面積5ha以上
堰	湛水面積20ha以上	湛水面積10ha以上	湛水面積5ha以上
放水路	改変面積20ha以上	改変面積10ha以上	改変面積5ha以上
3. 鉄道・軌道			
新幹線鉄道	すべて		
鉄道・軌道	すべて		
操車場等	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
4. 飛行場(陸上飛行場・水上飛行場)			
飛行場	すべて		
5. 工場・事業所・研究所			
工場・事業所	面積20ha又は排出ガス量4万m ³ /h 若しくは排出水量5千m ³ /日以上	面積10ha又は排出ガス量4万m ³ /h 若しくは排出水量5千m ³ /日以上	面積5ha又は排出ガス量4万m ³ /h 若しくは排出水量5千m ³ /日以上
研究所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
6. 電気工作物			
変電所	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
送電線路	25万V・10km以上	25万V・7km以上	25万V・3km以上
7. 廃棄物最終処分場			
埋立面積5ha以上	すべて		



- A地域：国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、保安林、農業用地、農地地区、緑地保全地区、保存緑地、広瀬川特別環境保全区域
- B地域：国定公園・県立自然公園の特別地域、県自然環境保全地域の特別地区
- C地域：都市計画法上の住居専用地域

規模要件 事業の種類	全 地 域	A 地 域	B 地 域
8. 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
ごみ処理施設(焼却以外)	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
し尿処理施設	処理能力100kg/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却)	処理能力100t/日又は面積5ha以上		
産業廃棄物中間処理施設(焼却以外)	面積5ha以上		
9. 下水道終末処理場			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
10. 住宅団地・別荘団地の造成			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
11. 工業団地・研究開発団地・流通関連団地の造成			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
12. 学校用地の造成			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
13. スポーツ・レクリエーション施設用地造成			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
14. 配水施設・配水施設用地の造成			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
15. 都市公園 ※1			
	面積20ha以上	面積10ha以上	
16. 墓地・墓園の造成			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
17. 畜産施設			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
18. 土石の採取			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
19. 土地区画整理事業			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
20. 公有水面の埋立て・干拓			
	面積10ha以上	面積5ha以上	
21. 大規模建築物・高層建築物・高層工作物			
	高さ100m又は延べ面積5万m ² 以上		
22. その他の造成事業 ※2			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上
23. 複合開発事業 ※3			
	面積20ha以上	面積10ha以上	面積5ha以上

※1.環境保全を目的とする都市公園は改変面積が5ha以上のものに限る

※2.建築物又は工作物の建設のための用地の造成の事業

※3.この表の10~13の事業及び22の事業のいずれか二以上に該当する一事業

(備考)この表は、条例施行規則の別表第1を基準したもので、具体的な事業への適用に当たっては、必ず別表第1を確認してください。なお、環境影響評価法の対象事業であるときは、同法の手続によることになります。